（指定納付受託者の指定に係る公示事項）

第十条　法第八条第二項の主務省令で定める事項は、外務大臣が同条第一項の規定による指定をした日及び納付事務の開始の日とする。

（指定納付受託者の名称等の変更の届出）

第十一条　指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第八条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を外務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の書式等）

第十二条　法第九条の帳簿の様式は、別記様式とする。

2　指定納付受託者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

3　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条において「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存（電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、法第九条の規定に基づく書面の保存とする。

4　民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この項、第五項及び第七項において同じ。）が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第七項において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

5　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

6　電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第九条の規定に基づく書面の作成とする。

7　民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十三条　外務大臣は、指定納付受託者に対し、法第十条第一項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（指定納付受託者の指定取消の通知）

第十四条　外務大臣は、法第十一条第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

附　則

この省令は、令和五年三月二十七日から施行する。ただし、第八条から第十四条までの規定は、公布の日から施行する。

別記様式

納付受託記録簿

年月日	摘要	受			払			残	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

※1　摘要欄には、納付先の金融機関名及び納付情報（委託を受けた歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報）その他必要な事項を記載すること。ただし、納付情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しているときは、当該納付情報の記載を省略することができる。

※2　受欄と払欄は改行して記載すること。

※3　必要があるときは、各欄の記載を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。